

# 第3回除染・廃棄物対策推進会議 次第

日 時：平成23年11月18日(金) 10:30  
場 所：自治会館 2階 特別会議室

## 1 開会

## 2 議題

- (1) 市町村除染計画について 資料1
- (2) 除染の推進に係る県の取組みについて 資料2
- (3) 災害廃棄物の処理状況について 資料3
- (4) 汚染廃棄物の状況について 資料4
- (5) その他

## 3 閉会

## 市町村除染計画一覧

〈 平成23年11月8日現在 〉

市町村	策定日	計画期間	目標	除染対象※	除染の実施者※	除染対象	優先順位		除去土壤等の処理方法	その他
							優先順位	その他の順位		
福島市	9月27日	5年 重点期間：2年	■今後2年間で1 $\mu$ Sv/時以下 ■現在1 $\mu$ Sv/時以下 の地域では今後2年 間で60%低減 ■将来的に推定被ば く線量1mSv/年以下	市 内全域	学校、保育所等、住宅・宅地、通学路、生活道路、児童遊び場、学校、保育所、公園、公施設、等、住宅・宅地(2.5 $\mu$ Sv/時以上、高校生以下の子供又は妊婦がいる場合2.0 $\mu$ Sv/時以上)	■優先度◎ ■公共施設等に仮置 ■民地、宅地等に仮置 ■除染した敷地内に仮 置 ■優先度○ ■優先度○ ■民間施設、その他の道路、里山、土手及び農地・山 林、河川 ■最重点除染地域 渡利及び大波地区 ■重点除染地域 中央、蓬莱、清水、東部、北信、信陵、立子山及び飯 野地区	■公共施設等に仮置 ■民地、宅地等に仮置 ■除染した敷地内に仮 置 ■市が設置する仮置場 ■保管ごみ ■可燃ごみ焼却施設で 焼却	福島市ふ るさと除染 計画 (第一版)		
川内村	9月28日	平成23年10月上 旬～平成44年12月30 日	追加被ばく線量 1mSv/年以下	村 内全域	民地及び村有地	特に、子供たちが生活する上での環境エリアの除染 が重要	仮置場は、村内の警 戒区域内にある国有 林基本	川内村除 染計画 (第一版)		
二本松市	10月28日	重点除染期間： 平成23～H25年 度までの3年	■現時点での追加被 ばく線量を50%減少、 子供について(は)60% 減少 ■できるだけ早い時 期に追加被ばく線量 1mSv//年以下	市 内全域	民家、民地	■民家 線量の高い地域から、妊娠・子供がいる世帯を優先 第1順位: 10mSv/年以上、第2順位: 5mSv/年以上、 第3順位: 1mSv/年以上 優先順位第1位: 杉田地区の1区から6区及び8区、石 井及び小浜地区 優先順位第2位: 二本松地区、塩沢地区のうち1-1 区、1-2区、2区、4区及び12区…(略) ■通学路、生活路 ■道路側溝を優先 ■公共交通施設等 ①児童・生徒、乳幼児及び妊婦が利用する施設を優 先 ②次いで、市の中核施設、地域のコミュニティ施設 市役所本庁・支所、住民センター、公民館、集会所等	■公共建物 ■地内に埋設し仮置 ■民地、宅地等に埋 設し、仮置 ■通字路、生活路、 側溝等 市が設置する仮置 場	二本松市 除染計画 (第一版)	巻1	

## 市町村除染計画一覧

〈 平成23年11月8日現在 〉

市町村	策定日	計画期間	目標	除染区域	除染の実施者※	除染対象	優先順位	除去工事方法	その他
伊達市	10月28日	住宅等生活圏:2年 農地・5年 森林・30年	■追加被ばく線量 1mSv/年以下 ■特定避難軽翼地點 など放射線量が高い 地域では積算5mSv/ 年(1 $\mu$ Sv/時)以下	市内 全域	市	宅地・生活圏の周辺、 公共施設、農地、道路、 街路樹・原野、樹木等	■線量の高い地域、住居周辺、生活空間を優先 ■第1順位:20mSv/年以上、第2順位:10mSv/年以上、 第3順位:5mSv/年以上、第4順位:1mSv/年以上 最優先:富沢、石田、下小国、上小国及び月館地域 優先的:保原、高成田、代田及び糠田地域	市が旧町単位に仮置 場を設置 当面は、自宅敷地や 地域での仮置	伊達市除 染基本計 画 (第1版)
田村市	11月1日	平成26年3月末 まで		市内 全域	市、一部市民 市民、一部市 所有者	幼稚園、学校関係施 設、公共施設、学校関 係及び公共施設、設付近 の道路、その他道路 ①警戒区域を除く都路全域、②船引町横道、③常葉 町堀田・黒川・田代・山根、④船引町上移・北移・南 移・中山、⑤その他地域 ①幼稚園、学校関係施設、②公共施設、③学校関係 及び公共施設付近の道路、④住宅・宅地(優先地 域)、⑤住宅・宅地(その他)、⑥商業施設、工場、⑦ その他道路	■優先地域 ①警戒区域を除く都路全域、②船引町横道、③常葉 町堀田・黒川・田代・山根、④船引町上移・北移・南 移・中山、⑤その他地域 ①幼稚園、学校関係施設、②公共施設、③学校関係 及び公共施設付近の道路、④住宅・宅地(優先地 域)、⑤住宅・宅地(その他)、⑥商業施設、工場、⑦ その他道路	市内に集積、保 管 当面、行政区毎に一 時仮置を定め仮置 するなどを基本	田村市放 射性物質 除染実施 計画 (第1版)
美折町	10月28日	平成23年11月1 日から5年 重点期間:2年		内 全域	町 所有者	通学路・生活道路(放 射線量が高い) 学校、公園、 公共施設等	通学路・生活道路(放 射線量が低い) 町内会・PTA等 その他の道路・児童公 園等 住宅、宅地、店舗、民 間所有地 賃貸住宅、事業所、工 場、農地、山林、河川 等	これまでの放射線量の測定結果等により優先度を決 める 当面は次の範囲を重点的除染対象とする ■町民が日常生活を過ごす環境 ■町民に身近な公共施設	こおり復興 除染計画 (第1版)

※除染の実施者に関する共通事項

◆避難指示区域→国、それ以外の区域→市町村

◆道路:国道→国、県道→県、市道→市

◆公共施設、管理地等:国管理→国、県管理→県、市管理→市

# 除染推進に向けた支援の枠組み(案)

生活環境部  
平成23年11月18日

版番2

## 1. 事業者等の育成の加速化

実施主体: 県・産振センター  
予算措置: 県(既計上)

- 除染業務講習会の開催
  - 日程等:H23年10月～県内5方部で15回開催予定
  - 対象者:除染業務従事者 約3,000人
- 除染説明会の開催
  - 日程等:H24年1月～県内7方部で30回開催予定
  - 対象者:地域の除染リーダー等 約1,500人

## 2. 技術的支援の強化

実施主体: 環境省・県  
予算措置: 環境省・県(9月補正)

- 除染情報プラザの設置
  - 日程等:H23年11月～準備室設置、H24年1月～設置
  - 機能:
    - ①人材派遣
    - 専門家 約150人登録済
    - 専門ボランティア 約120人登録済
    - 一般ボランティア 約650人登録済
- 手引きの作成・公表 10月末
- 面的除染モデル事業の実施 11月～2月 大波地区約10ha
- 除染技術実証事業の実施 11月～12月 構造物除染技術  
土壌滅菌化技術

## 3. 住民理解の促進

実施主体: 県  
予算措置: 県(9月補正)

- 安全・安心フォーラムの開催
  - 日程等:H23年11月～県内4方部で4回開催予定
  - 対象者:一般県民 約2,000人
- 地域対話集会の開催支援
  - 日程等:H23年10月～町内会等単位での集会に専門家を派遣
  - 対象者:一般県民

## 除染情報プラザの設置について

平成23年11月18日

環境省 除染対策チーム

福島県 除染対策課

### 1 趣旨等

除染の実施にあたり、専門家等の派遣や除染情報の提供への要請が高まると考えられることから、人材派遣及び情報発信の拠点となる「除染情報プラザ」を設置し、各市町村や県民等の除染ニーズに即応できる体制の整備を図る。

### 2 準備室の設置時期等

- (1) 日 時 平成23年11月18日（金）
  - (2) 場 所 環境省 福島除染推進チーム事務所内  
(福島市中町4-20 みんゆうビル4F)
  - (3) 連絡先 Tel 024-522-7650
- ※今後順次体制を強化し、来年1月から本格稼働する予定。

### 3 準備室の運営体制等

- (1) 常駐職員 2名程度
  - (2) 相談受付時間 10:00 ~ 16:00
- ※閲覧スペースでは、除染に関する手引きやパンフレット・除染資機材を展示。

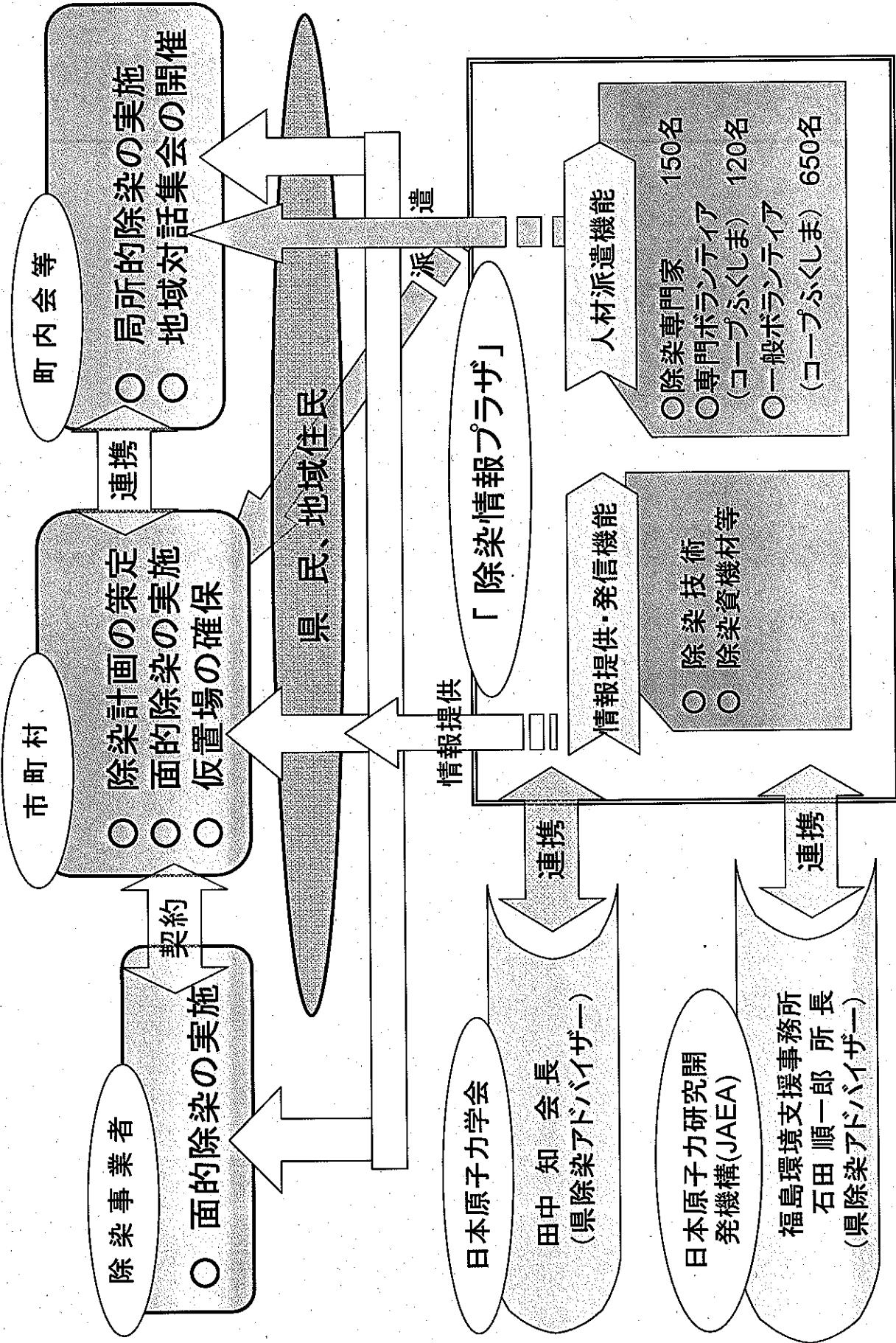
### 4 除染情報プラザの概要

- (1) 除染専門家派遣
  - ・ 国、県が除染専門家リストを整理中であり、今後、市町村等からのニーズに応じて専門家を適時適切に派遣する。現在、除染専門家約150名を登録。
- (2) 除染ボランティア派遣
  - ・ 環境省ホームページ等を活用し、一般ボランティアの登録受付中。
  - ・ 専門ボランティアの派遣制度を所管するコープふくしまと連携。
- (3) 除染情報の発信
  - ・ 除染技術や除染資機材等に関する様々な情報を収集・発信。

### 5 除染情報プラザのイメージ

別紙のとおり

## 除染情報プラザのイメージ



## 福島県面的除染モデル事業に係る契約の締結について

平成23年11月18日

福島県面的除染モデル事業業務委託について、本日、次の者と委託契約を締結しましたのでお知らせします。

契約相手方 大成建設株式会社 東北支店

契 約 額 155,400,000円

(うち消費税及び地方消費税 7,400,000円)

### 【委託契約締結に係る経過】

10月21日 見積合わせ参加者の公募

31日 公募締め切り（18社が応募）

11月2日 見積合わせ実施（13社が参加）…最低価格の者から資格審査

9日 資格審査委員会の開催

契約候補者の決定、契約の準備に着手

14日 契約の締結

### 【福島県面的除染モデル事業の今後の進め方】

#### 1 目的

家屋、道路、農地、森林等を含む一定の区域について、「市町村による除染実施ガイドライン」に示されている除染方法を用い、当該区域を面的に除染することにより、除染技術の実証と放射線量低減の効果を検証する。

また、検証結果に基づき、今後、市町村が実施する大規模な面的除染を進める際の手引書等を作成する。

#### 2 実施場所及び面積

福島市大波字滝ノ入・小滝ノ入・大滝地区内 約10ha

#### 3 事業期間

平成23年11月～平成24年2月

#### 4 関係部局との連携

農地や道路の除染については、農林水産部及び土木部と連携し、ガイドラインに示されていない除染方法についても試行的に実施し、より効果的・効率的な除染方法を検証していく予定です。（例：農地についてはゼオライトを使用した反転耕、舗装道路についてはグラインダーによる研磨等を想定）

## 除染実施区域



縮尺 S = 1:1,500

(※縮尺はA3印刷時)

別添図面

除染実施区域

大波小学校

国道115号線

## 福島県除染技術実証事業に係る公募について

平成23年11月18日  
福島県除染対策課

### 1 目的

県では、これまで、学校や通学路及び一般住宅の除染実証事業の結果に基づき、「生活空間における放射線量低減化対策に係る手引き」を作成するなど、生活空間の線量低減化を進めてきたこととおりであり、一部の市町村においては、除染計画を策定し、計画に基づく除染に着手している。このような状況を踏まえて、優良な除染技術を公募し、県が除染実施前及び実施後の放射線量等を測定し、その測定結果を公表することなどにより、除染の効果的・効率的な方法を普及させ、県内各地における除染活動を促進することを目的とする。

### 2 対象とする除染技術

- (1) 放射性物質で汚染された構造物(屋根・屋上・壁面・底面)等の除染技術
- (2) 放射性物質で汚染された土壤(農地を除く。)の減容化技術
- (3) その他の除染技術

※農地に係る除染技術については、異なるスキームで実証することから、別途公募している。

### 3 手続きの流れ

- (1) 県ホームページに公募情報を掲載
- (2) 提出された申請書の書類審査
- (3) 審査委員会により実地試験を実施する技術を選定(15件程度)
- (4) 申請者が実地試験を実施し、県は除染前後の放射線量等を測定
- (5) 実地試験結果の公表

### 4 スケジュール

- |               |   |
|---------------|---|
| (1) 公募期間      | 平成23年11月4日(金)～11月17日(木)<br>(応募件数: 177件) |
| (2) 技術選定      | 平成23年11月下旬                              |
| (3) 実地試験の指示   | 平成23年11月下旬                              |
| (4) 実地試験の実施   | 平成23年11月下旬～12月                          |
| (5) 実地試験効果の公表 | 平成24年 1月頃                               |

### 5 その他

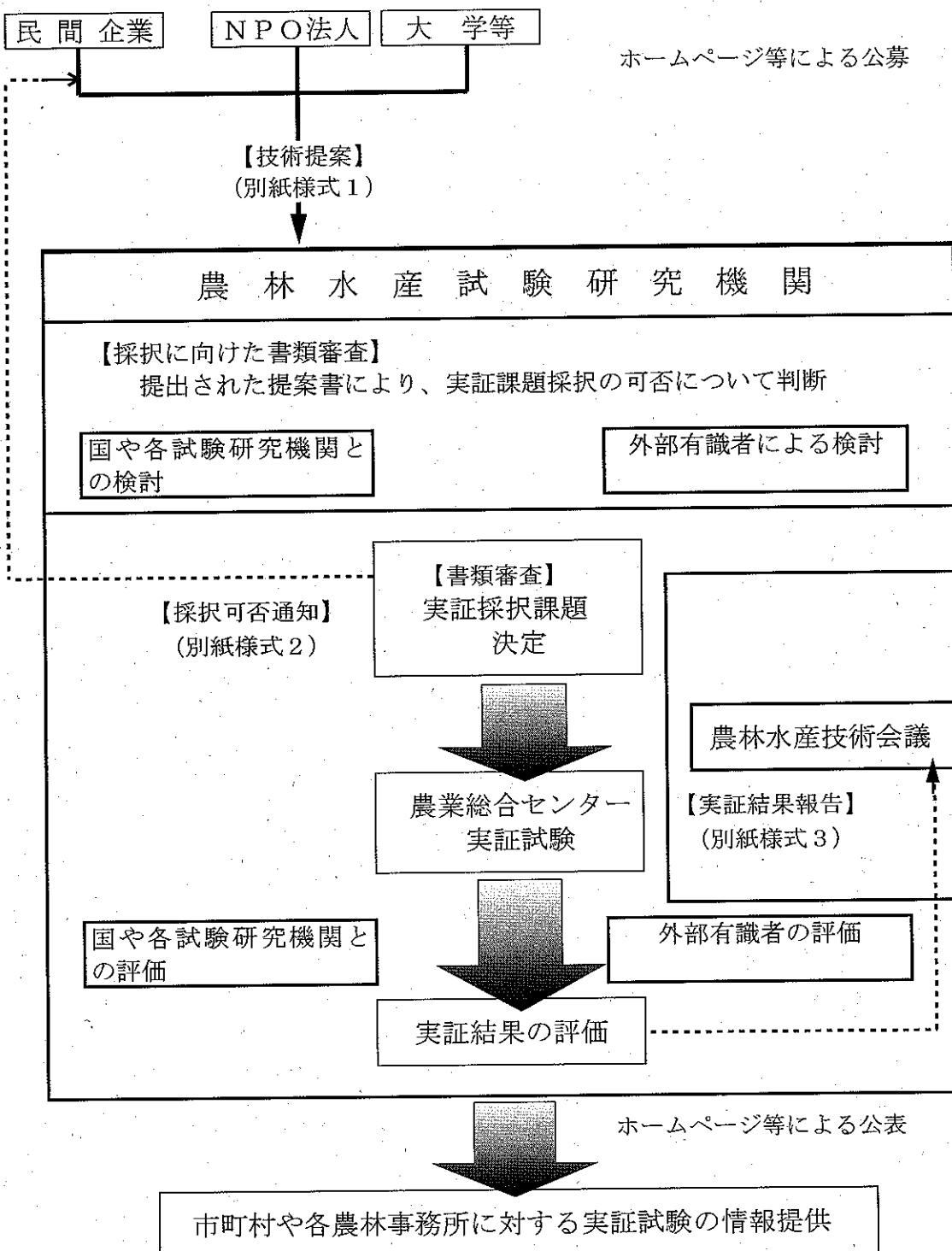
- ・実地試験の実施場所(福島県内の地域とする。)は申請者が確保する(土壤減容化を除く。)。
- ・実地試験により発生する廃棄物等の処理・処分は申請者が実施するものとし、その費用等についても、申請者の負担とする(土壤減容化を除く)。
- ・実地試験に係るすべての費用は申請者の負担とする。
- ・実地試験に係る検査は県が実施し、費用も県が負担。

福島県除染技術実証事業実施要領など詳細は、県ホームページに掲載。

※ポータルサイト <http://www.pref.fukushima.jp>

# 民間等提案型放射性物質除去・低減技術実証試験のフローチャート

農業振興課



## 事業スケジュール

- (1) 公募期間
- (2) 提出された申請書の書類審査
- (3) 実施技術の決定
- (4) 試験研究の実施
- (5) 試験結果の公表

平成 23 年 11 月 11 日～11 月 24 日まで  
11 月下旬  
12 月上旬  
12 月上旬～平成 24 年 2 月中旬  
平成 24 年 2 月下旬

## 災害廃棄物の処理状況について

(平成23年11月16日現在)

## ○ 処理の主体等について

処理主体	市町村			国直轄 (見込み)	合計 (災害廃 棄物処理 見込み市 町村数)	対象 市町村数
	区分	国代行(協議中) + 廃棄物処理業者	(社)福島県産業廃棄物協会			
市町村数	4	9	23	8	44	59
うち特定被災地方公共団体	4	9	17	8	38	40

## 注1) 「国代行(協議中) + 廃棄物処理業者」の国代行制度

「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法」(平成23年法律第99号)  
 第4条第1項に基づき、環境大臣が市町村に代わって市町村の災害廃棄物の収集、運搬及び処分を行うもの。特定被災地方公共団体のみ対象。

国代行の協議を行っているのは、相馬市、南相馬市、新地町、広野町の4市町。

## 注2) 特定被災地方公共団体

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」(平成23年法律第40号) 第2条第2項に規定する市町村で、県内では、現在、40市町村が指定。

## 注3) 国直轄(見込み)

「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(平成23年法律第110号) 第15条に基づき、国が、汚染廃棄物対策地域内の廃棄物の収集、運搬、保管及び処分を行うもの。

## 注4) 対象市町村数(59市町村)と災害廃棄物処理見込み市町村数(44市町村)の差(15市町村)は、災害廃棄物が発生していないか、又は発生しても少量の市町村。

# 放射性物質に汚染された廃棄物等の保管状況

資料4

保管物	保管量	現状等
<b>【一般廃棄物】</b>		
<b>[一般廃棄物課](9月末現在)</b>		
焼却灰 (一般廃棄物)	約10,000t	・一時保管中
<b>[農業振興課]</b>		
稻わら (畜産農家以外)	30t	・処分方法が示されていないため、ほ場に一時保管中。 ・処分方法が示されるまで、遮蔽シートで覆い、一時保管を継続
<b>[畜産課]</b>		
稻わら (畜産農家)	1,500t(推定)	・一時保管場所の確保が困難 ・焼却処理されないと、一時保管では対応しきれない ・一時保管、仮置きが可能となるよう、ロール化して運搬性を高める。 ・焼却等の処分方法が明らかになるまで、一時保管を継続
牧草	70,000t(推定)	・各農家の牧草地等に一時保管しているが、草地の除染(更新)、次年度の採草作業等の障害となる。 ・焼却処理されないと、一時保管、仮置き等では対応しきれない。 ・量が多いため、埋却による対応は難しい ・仮置き場、焼却場所の確保が課題 ・保管牧草のセシウム濃度の測定
<b>[林業振興課](10月末現在)</b>		
ほど木	約8,000m <sup>3</sup> (推定)	・新たなほど木によるきのこ生産に支障をきたす ・処分方法が示され次第、処分
<b>[農村基盤整備課](11月14日現在)</b>		
汚泥・汚泥堆肥	93m <sup>3</sup>	・農業集落排水処理場の敷地が狭いため、最終処分先が確保されなければ、保管できる場所が無くなる ・焼却による減容化を図る ・最終処分先の確保が課題
<b>[土木部(建設事務所・土木事務所)](10月14日現在)</b>		
刈草・伐木等 ※工事により発生した 木くずは産業廃棄物	140t + 50m <sup>3</sup> + 8,000本	・一時保管中 ・伐木の売却や産業廃棄物としての委託処理が困難となるおそれがある ・処分方法が示されるまで仮置きを継続
<b>【産業廃棄物】</b>		
<b>[産業廃棄物課](10月18日現在)</b>		
焼却灰 (産業廃棄物)	245m <sup>3</sup>	・8,000 Bq/kg以下であっても、一時保管中
<b>[食品生活衛生課](10月9日現在)</b>		
浄水発生土	4,508.4t	・8,000 Bq/kg以下であっても、一時保管中 ・埋立可能な8,000Bq/kg以下であっても、最終処分先の確保が困難
<b>[林業振興課](10月末現在)</b>		
パーク	約10,000t(推定)	・取引先から受け入れを止められ処理が停滞しているため、製材工場等の操業に支障をきたす ・処分方法が示され次第、処分
<b>[環境保全農業課]</b>		
牛ふん堆肥	検査検体の約60% が暫定許容値の 400Bq/kgを超過	・堆肥舎内での一時保管が限界となっており、屋外で一時保管場所の確保が課題 ・家畜排せつ物(堆肥)の循環利用が停滞 ・ロットごとに詳細な調査を行い、使用可能な堆肥は利用を促進する。 ・堆肥舎内保管や遮水シート等による一時保管を継続 ・処分方法が示され次第処分

保管物	保管量	現状等
-----	-----	-----

【下水道課】(10月14日現在)

下水汚泥等	約16,000t	<ul style="list-style-type: none"> <li>・8,000 Bq/kg以下であっても、一時保管中</li> <li>・最終処分先が確保されなければ、保管できる場所が無くなる</li> <li>・8,000Bq/kg以下であっても、最終処分先の確保が困難</li> </ul>
-------	----------	---

【土木部(建設事務所・土木事務所)】(10月14日現在)

アスファルトがら	108.5t	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画的避難区域内発生物は、現場に一時保管中</li> <li>・放射性物質に汚染されていれば、産業廃棄物としての委託処理が困難となるおそれがある</li> </ul>
----------	--------	---

【その他】

【土木部(建設事務所・土木事務所)】(10月14日現在)

土砂(側溝土砂・路面清掃)	711m <sup>3</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一時保管中</li> <li>・一時保管場所周辺の住民理解が課題</li> <li>・最終処分先の確保が課題</li> <li>・保管場所について市町村と調整</li> </ul>
---------------	-------------------	--

○ 今後の対応

- 1 再生利用の推進 セメント原料、堆肥化原料、サーマルリサイクル など
- 2 最終処分先の確保